

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間の前後を通してA社に勤務しており、正社員としてB業務をしていた。

勤務の途中で退職した記憶は無く、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 44 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できる資料が無く、申立てを裏付ける供述等を得ることはできなかった。

また、元同僚から申立人の勤務期間を特定できる具体的な供述が得られないほか、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。